

第 11 回 林政審議會 国有林部会
議事録

林野庁

第 11 回 林 政 審 議 会 国 有 林 部 会 議 事 次 第

日 時：平成 23 年 12 月 16 日（金）11:00 ～ 11:50

場 所：農林水産省第 3 特別会議室

1 . 開 会

2 . 挨 拶

3 . 議 事

（ 1 ）パブリックコメントに寄せられた意見の対応状況について

（ 2 ）「今後の国有林野の管理経営のあり方について」答申案とりまとめについて

4 . 閉 会

○鈴木経営企画課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第 11 回林政審議会国有林部会」を開催させていただきます。

経営企画課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員の出欠状況について御報告いたします。

本日は、委員 11 名中、現在 9 名の委員に御出席をいただいております。当国有林部会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の国有林部会は成立いたしております。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○岡田国有林部会長 おはようございます。大変お忙しいところをお集まりをいただきまして、ありがとうございます。スケジュールでは、本日がいよいよ最終回でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会を始めるに当たって、林野庁長官からごあいさつをいただきたいと思います。

○皆川長官 年末も大分押し詰まりまして、大変お忙しい中を御出席賜りまして、ありがとうございます。

この国有林部会も 1 月のスタートからいたしますと、もう 11 回目の審議でございますので、これまでの御熱心な御論議に改めて感謝申し上げたいと思います。

今日、おまとめをいただきまして、でき得れば、今日の午後の本審議会での議論を経て、諮問、答申をいただくことになるようにお願いできればと思っております。私どももそれを受けまして、来年の通常国会に関連する法案を提出させていただくべく、そちらの方の準備も今、着々と進めておるところでございます。是非、今日もまた御議論いただきまして、結論をお出しいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岡田国有林部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の次第に従いまして議事に入りたいと思います。次第には（１）（２）とそれぞれ分けて書かれておりますが、この 2 つにつきましては、先月の 2 日でしたが、とりまとめ案について、この場でいろいろと御意見をいただきました。それを受け、ある部分では簡単な修正があったわけですが、それをきちんと成案にしながら、11 月 9 日～ 22 日までの 2 週間、パブリックコメントにかけました。本日は、このパブリックコメントの部分と、前回提出をされ、あるいは提案をされて直した内容、それらを踏まえて、全体で提示をいただいております。次第には分けて書かれておりますが、全体を一括して提案をいただくということで今日の会を進めていきたいと思っております。それでは、御提案をお願いいたします。

○鈴木経営企画課長 それでは、御説明申し上げたいと思います。まず、右肩に 1 と書かれている資料をお開きいただきたいと思います。11 月 9 日～ 11 月 22 日までの 14 日間にわたりましてパブリックコメントをいたしました。その概要をとりまとめたものでございます。提出者数につきましては 25 件（個人 16 件、団体・法人 9 件）でございました。意見の項目数にいたしますと、重複を排除いたしますと 22 項目でございます。内容といたしましては、要旨を取り入れているものが 14 件、修正するものが 2 件、今後の検討課題等ということで 6 件でございます。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思います。まず「今後の国有林野の管理経営のあり方について」の「基本的考え方」についての御意見でございます。意見といた

しまして、違法伐採に対する断固たる方針を明記し、項目として具体的な対応策を示すべきということでしたが、これについては、修正するものということで、文章の中に「今般、国有林野事業を全て一般会計により行うこととなることを踏まえ、国有財産を管理する機関として、公平公正な業務運営を徹底することはもとより、」を挿入いたして修正することといたしたところでございます。

2つ目が「公益重視の管理経営のより一層の推進」の項でございます。国有林におけるシカ対策を民有林・国有林の垣根を越えて取り組むことということでございますが、これについては趣旨を取り込んでいるということでございまして、「民有林はもとより周囲の農地被害防止対策と密接に連携して鳥獣被害対策を推進すべき」と記述いたしております。

次に、安全・安心のところでございます。より一層効果的な治山対策を実施すること、それから、災害に強く温暖化対策に資する森林の造成・育成をしていくべきということでございましたが、これにつきましても「都道府県と連携した効果的な治山対策の展開等について検討すべき」と記述いたしておりますし、「災害に強い森林づくりや荒廃山地の復旧を自ら実施する」としてございまして、趣旨を取り入れているということで整理をさせていただきました。

次に「国有林の資源管理の高度化」というところでございます。日本の広葉樹について、人工林のようなデータが存在せず、多様な樹種がありながら成長指数は1つしかないなど、適正な管理のためのバックデータが整っていない。また、広葉樹施業法も確立しておらず、今後こうしたデータや施業が確立することが望ましいということでございます。これについては修正するということでございまして、文章の中に「様々な広葉樹から構成される天然林等の資源把握や管理手法の高度化を図り」という文章を挿入させていただくことにいたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。「森林・林業再生への貢献」でございます。1つ目が、低コスト作業システム森林施業を拡大することございまして、これにつきましては「先進的な取組について事業化の可能性を追求し、民有林における普及・定着に貢献すべき」という記述で趣旨を取り入れているということでございます。

それから「林業事業体の育成」ということございまして、各都道府県が今後検討する林業事業体の登録・評価制度の仕組みを導入し、国有林においても優良な事業体が正当に評価される登録・評価制度を導入すること、更には、建設業との共同を含め、地域振興・地域経済の活性化・雇用の拡大に向けて、安定的発注、発注に当たっては地元事業体が育成整備されるように配慮することという御意見でございました。これにつきましても「各都道府県における仕組みの国有林における活用のあり方を検討すること」というふうに記述しております。ということでございまして、今後こういった仕組みが取り入れられるということで、今後検討すべきことということで3番とさせていただきます。

それから、次のところにつきましては、「国内最大の事業発注者として、林業事業体を育成する取組を進め」ということで、趣旨を記述させていただいているということでございます。

続きまして「森林・林業技術者の育成」ということで、フォレスター等の育成に時間を要するということでございまして、国有林がフィールドを活用し当面先導的役割を担うべき。更には、人材の育成について、技術センターを民有林との連携を一層密にしながら、

拠点としての機能強化に努めること。更には、フォレスター制度について、林業経営全般にわたる知識・能力を有する技術者の育成を図ることを基本として、大学等、さまざまな機関における技術者教育の修了者が意欲を持てる制度にすることという御指摘でございます。

1つ目のフォレスター等の育成につきましては、当面国有林の職員を准フォレスターということで市町村の計画策定の支援業務を行うこととしておりまして、この点につきましても、きちっと書かせていただいているということで、1番とさせていただきます。

2つ目、3つ目でございますけれども、技術センター等の組織のあり方については、記述の内容として、現在の組織や人材育成のあり方を見直すべきとしているところでございまして、課題として整理させていただきました。

それから、次の点につきましては、人材育成の軸としてフォレスター等の資格を定め、役割に応じて技術者の育成を系統的に行うこととしているということでございまして、今後の育成の場としてのフィールドの提供を積極的に進めていくということで、今後、こういった形での検討をきちっと進めていきたいと考えております。

続きまして「震災復旧・復興への貢献」の項でございます。意見といたしましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う汚染土壌等の一時保管については、周辺環境等に影響しないように適切に処理することを盛り込むことということでございますが、この点につきましては、現在、国有林として、地方公共団体からの汚染土壌等の仮置場として国有林野の活用についての要請があった場合には、実施主体が国の定めた基準に基づき遮へい等の措置を確実に行うことの条件をつけておりますけれども、積極的に協力する考えでございまして、この報告書の中に記述するわけではございませんが、検討するというところで、3番とさせていただきます。

それから、路網整備の前倒しに関して、「山のみち地域づくり交付金事業」を復活推進しないことという御意見でございます。これはかつての大規模林道のことを書いてあるわけですが、国有林野事業では実施しないということでございます。

それから、次のページをお開きいただきたい。次に「組織・人材のあり方」に対する御意見でございます。現場の森林を管理する森林官等の確保と併せて、補助的な役割を果たす人材の育成・配置をすること。更には、事業と組織については、国が一体的に責任を持つことが必要である。更には、現行の局署体制を基本としつつ、新たな業務を適切に実施するためにも十分な組織体制をすること。更には、専門的な技術者を体系的に育成することでございますが、これについては、すべて報告書の中に書かれておりまして、後で見ただけならばよろしいかと思いますが、こういった趣旨のことをきちっと記述させていただいているところでございます。

続きまして、その次のページをお開きください。「事業・組織の一般会計化」ということでございまして、事業、組織、要員等をすべて一体的に一般会計化することということでございます。これにつきましても「すべて一体的に一般会計に帰属させるべき」と書いておりまして、趣旨が取り入れられているという整理をさせていただきました。

続きまして「債務返済に係る経理のあり方」についてでございます。利子補給制度を維持した上で、新たな国民負担の増とならないよう着実に返済することということでございまして、これにつきましても、報告書の中にこういった趣旨を十分盛り込んで記述させて

いただいております。

「全般・その他」といたしまして、地球温暖化対策税の用途を拡充することなどにより、森林・林業再生プランの推進、森林整備の推進に必要な予算を確保することとさせていただきます。これにつきましては、今回の答申の中に国有林野の管理経営に関する基本的な方向性を記述するということとさせていただきます、施策の具体化、その推進に必要な予算の確保につきましては、今後検討してまいりたいと考えているということ、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、国有林について、森林・林業・木材産業の振興に寄与するための先導的な役割を果たすことということでございます。これにつきましては、趣旨のとおり、森林・林業・木材産業の振興に寄与すべきとしているところでございます。

それから、最後に、地域に近い存在として県など地方自治体や各種団体との調整や技術指導をしているということ、出先機関として一般会計への移行後も存続し、森林・林業再生を進める国有林の要の一つとして移行後も機能させることということでございます。出先機関等の組織のあり方については、「5 今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり方」において記載しているところでありまして、その中で現在の組織・人材のあり方を見直すべきとしているところでございまして、今後の検討課題として整理させていただきます。

これがパブリックコメントに対する処理状況ということで整理させていただいた紙でございます。

それでは、本文の方で、前回御意見をいただいた点並びにパブリックコメントを受けた点を踏まえまして文章を修正をいたしております。その点について御説明申し上げたいと思います。それでは、資料2をお開きいただきたいと思います。

まず、1ページお開きいただきたいと思います。目次でございます。目次につきましては、2の(1)の①でございます。これにつきましては、山本委員から、「計画制度のあり方」というのは身内の職員しかわからないような用語なので、皆さんにわかるような用語に変えた方がいいのではないかと御指摘をいただきました。この点につきまして「地域における国有林野の管理経営の計画のあり方」というふうに表題を修正させていただいたところでございます。

それでは、次のページでございます。「I はじめに」ということで1ページでございます。この段の最後の行でございます。「その具体の見直しの検討」の「具体」という表現を、国民にわかりやすくということで、削ってはどうかということでございまして、「その見直し」というふうに、「具体」という表現を削除させていただいております。

それから、3ページでございます。アの「また」以下でございますが、「国有林野は大正10年制定の(旧国有財産法)」とありますが、括弧を取らせていただきまして「旧国有財産法」と表現を変えさせていただきます。

それから、上安平委員から、より適切にということとございまして、ウの4行目「民有保安林の買い上げや一般会計に繰入れに充てるなど、」ということとございましたが、より適切な表現にするということで、「一般会計への繰入れに充てるなど、」と変更させていただきます。

続きまして、5ページでございます。5ページにつきましては、まずアでございますが、

岡田座長から、3行目でございますが、「多様なものとなってきている」というところを「多様で重層的な」という適切な表現に直しているところでございます。

それから、その下の5行目でございますが、以前は「分布している」という表現にしておりましたが、「分布する」という表現にわかりやすく直しているところでございます。

続きまして、イの4行上のところでございますが、前は「必要であるとともに」とずるずるとあったのですが、文章が非常に長いので「必要である。」といたしまして「また、」でつながらせていただいたところでございます。

それから、イでございますが、これにつきましても「造成の段階から利用の段階を迎えているが、」ということでしたが、文節を切りまして「迎えている。しかし、」ということにつながらせていただいたところでございます。

それから、5ページの最後から5行目でございますけれども、ここにつきましても、少し文章が整理されていないということでございまして、「フィールド、人材等を、地域の経済、社会を支える各種主体が持続することに貢献すべきはもちろんのこと、森林経営や林業経営体・林業事業体の育成に寄与すること、さらには」というふうに直させていただいているところでございます。

それから、山本委員から、最後の行につきまして「積極的・政策的」というのを並列で並べるのは変ではないかということでございましたので「政策的に活用していくことを積極的に行うよう見直す必要がある。」というふうに修正をさせていただいたところでございます。

続きまして、6ページでございます。「(2) 今後の国有林野の管理経営についての基本的な方向」でございます。その中の②につきまして「人材を民有林関係者の体質強化に資するもの」というふうな表現をさせていただきましたが、「体質強化」が何を言っているのか明確ではないということでございまして、「民有林の施業技術の高度化や経営の安定・強化に資するもの」という表現に修正をさせていただいたところでございます。

それから、2の上の「今般」というところにつきましても、先ほどのパブリックコメントの内容を踏まえまして「全て一般会計により行うこととなることを踏まえ、国有財産を管理する機関として、公平公正な業務運営を徹底することはもとより、」という表現に直させていただいたところでございます。

続きまして、6ページの「2 公益重視の管理経営のより一層の推進」のところでございます。ここにつきましても、この後に山村振興の項とか、民有林への支援の項に頭書きを挿入した関係がございまして、ここに全般的な頭書きの挿入をして全体的なトーンをそろえるということで、「国有林野は」から「一層求められている。」というところを挿入いたしましたところでございます。

6ページの①につきましても、先ほど題名の項目のところでも御説明いたしましたように、山本委員からの御指摘を踏まえまして「地域における国有林野の管理経営の計画のあり方」ということで表題を変更させていただいたところでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。7ページにつきましても、「具体的には」の行でございまして、3行目から「計画の案の作成の前の段階から」とありましたが、「の」が4つ出てくるということで、非常にわかりづらいということでございまして、「計画案の作成前の段階から」というふうに、「の」の数を意味が通じるように少し削ら

せていただいたところでございます。

それから、7ページの「(イ) 重視すべき機能に応じた森林の区分」の項でございます。これにつきましては、上安平委員から、一文が長過ぎるということで、わかりやすくした方がよろしいのではないかという御指摘を踏まえまして「連続性を踏まえ、・」のところから点を2か所打ちまして、文節を切って読みやすいようにいたしましたところでございます。

続きまして、7ページの下の方でございますが、藤野委員から、広葉樹の利用について、更には、山本委員、横山委員からも「二次林」とか「里山」とか、いろいろな用語が適切に使われていないのではないかという御指摘を受けたところでございます。その結果、「原則禁伐とするなど厳格な管理を行うべきであるが、かつて薪炭や家具などの様々な生活資材を提供してきた集落周辺の広葉樹や人工林地域に生育する天然木などについては、」という文章に修正をさせていただいております。

それから、その下の行でございますが、「特に重要であることを踏まえ、」の後に「再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用」というふうに「再生可能エネルギーとしての」をつけ加えさせていただいたところでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページにつきましては、中間ぐらいの「今後、国有林野の管理経営が」という段でございます。「民有林と国有林の取扱いが調和のとれたものとなっていく必要がある。」というのが前回の文章でございましたが、民・国の調和というのは必要ではなく、より強く打ち出すということで「調和のとれたものとなっていないなければならない。」という表現に変更させていただいております。

それから、その下の「②民有林と国有林の連携による生物多様性の保全方策の推進」でございますが、1行目に「多様な生態系の創出」と書いてあったわけですが、ここにつきましては「維持・創出」ということで2つ並べさせていただいたところでございます。

それから、その下の「現に希少となっている種」の段でございますが、上安平委員から、一般の人には非常にわかりづらい表現なので、平易にした方がよろしいのではないかという御指摘をいただきました。そこで「現に希少種となっている種が希少種とならない状況にしていくことは」ということで文章を変えさせていただいているところでございます。

それから、その下の段でございますけれども、「なお、これら貴重な森林生態系は、国有林であればこそ維持・保存が可能であったときは評価されるべきである。」ということでございますが、以前は「維持・保存されてきたことを改めて確認しておきたい。」という表現でございましたが、上安平委員から、非常に情緒的な文章なので、直した方がよろしいのではないかという御指摘を踏まえて修正をいたしましたところでございます。

それでは、次のページをお開きいただきたいと思っております。上の方の「さらに」の段でございますが、先ほど申しましたように「広葉樹二次林」「里山」の用語の使い方ということでございましたので、これにつきましても、「広葉樹二次林については」という表現を「薪炭林などかつて人の手で維持されてきた集落周辺の森林については」、更には「里山固有」と書いてございましたが、「地域固有の」と表現を改めさせていただいたところでございます。

③でございます。下から3行目の「また、鳥獣被害対策については地域との連携が不可欠であることから」という文章でございましたが、上安平委員から、表現が上とダブって

いて、非常にくどい表現になっているのではないかという御指摘をいただきました。その結果「また、鳥獣被害対策の実施に当たっては、」ということで、上とのダブリを修正をいたしたところでございます。

それでは、10 ページをお開きいただきたいと思います。10 ページにつきましては「(3) 国有林の資源管理の高度化」という項でございます。この中の真ん中付近に「また」とございまして、ここにつきましても先ほどパブリックコメントの中で意見を取り入れるということでございまして、「天然林の配置等に配慮するとともに、」の後に「様々な広葉樹等から構成される天然林の資源把握や管理手法の高度化を図り、」という文章を挿入させていただいたところでございます。

それでは、11 ページをお開きいただきたいと思います。11 ページについては「3 森林・林業の再生への貢献」の段でございますが、③のところにつきまして、フォレスターということが具体的にもう出ているので、書いた方がよろしいのではないかという山本委員からの御指摘を踏まえまして、「国有林野のフィールド等を活用した」の後に「フォレスターなどの人材育成」という表現を入れさせていただきました。

それから、この段の最後に、前田委員から、山村振興に寄与しているということをきちっと書き込んだ方がよろしいのではないかという御指摘をいただきまして、「このことを通じて、地域経済や山村社会の持続的な発展に寄与することが重要である。」という一文を挿入させていただいたところでございます。

それでは、12 ページをお開きいただきたいと思います。12 ページにつきましては「① 国産材の新規需要開拓」の段でございますが、田中委員から、木材の需要拡大についての理由を記述した方がよろしいのではないかという御指摘をいただきました。その結果、「国産材の需給率を向上させるためには、」の後に「地域材の適切な利用を促進し、人と自然に優しい素材である木材をマテリアルからエネルギーまで他段階に利用することへの国民理解の醸成を図り、」という文章を挿入させていただいたところでございます。

続きまして、14 ページでございます。「4 山村地域の振興、震災復旧・復興への貢献」でございます。この両方をつなぐ文章を挿入して、山村振興をきちっと位置づけたらどうかという御意見を前田委員、藤野委員、田中委員からいただきました。それで、ここの中に頭書きとして文章を挿入させていただいております。「山村地域の主要産業である林業の再生を通じて、森林の有する多面的機能の発揮、山村地域の雇用の創出を図っていくことは、東日本大震災の復興に必要な木材を安定的に供給し、木造住宅等の建設や再生可能なエネルギー資源として活用していく観点からも重要であり、国有林としても山村地域の振興と震災復興に一体的に取り組んでいくことが必要である。」という文章を挿入させていただきました。

それから、その下の「(1) 山村地域の振興」の③国有林野の貸付けの段でございますが、横山委員から、「緩和等」という表現につきまして、中立的な表現をした方がいいのではないかという御指摘をいただきまして、「貸付要件の見直し等を検討」というふうに修文をさせていただいたところでございます。

それでは、次へまいります。「5 今後の国有林野への期待に応えるための組織・人材のあり方」という段の②をごらんいただきたいと思います。16 ページでございます。これにつきましても、山本委員から「フォレスター」という用語をきちっと挿入した方がよ

ろしいのではないかという御指摘をいただきまして、「専門的な知識を有する者をフォロスター等として」という文節を挿入させていただいたところでございます。

それでは、17 ページをお開きいただきたいと思います。「2 債務返済に係る経理のあり方」でございまして、これにつきましては、抜本的改革のときの表現と今回の表現の考え方をきちっと整理して書いた方がよろしいのではないかという御指摘を山本委員からいただきました。2行目でございますが、「平成10年の抜本的改革において、」の後に「森林整備の結果として得られる」という表現がされておりましたが、「今後成熟していく人工林資源から得られる木材」という表現にさせていただきまして、7行目に「一般会計とは経理を区分して、森林整備の結果として得られる」というふうに挿入させていただきまして、考え方を整理した文章とさせていただいたところでございます。

次に、18 ページでございます。④の段でございます。「債務を可能な限り早期に返済する仕組みとすることが最も重要な視点であるといった意見をいただいたところであり、」という表現でございましたが、ここだけ敬語なのはおかしいという御意見を上安平委員からいただきまして、「意見が寄せられたところであり、」という表現に直させていただいたところでございます。

それから後の部分は一緒でございます。これが前回いただいた御意見、パブリックコメントからいただいた御意見、それから、座長から御指摘いただいた御意見を踏まえまして修正したところでございます。

もう一点、3番の「今後の国有林野の管理経営のあり方について」という資料がございます。これは概要版でございますが、これについても公表する予定でございまして、開いていただくと、文章に書かれたものをわかりやすくまとめたものでございまして、写真であるとか、ポンチ絵風にまとめてございまして、内容的には本文の中のものを取り出したものでございますけれども、公表するというのもございますので、御意見がありましたら、これについてもいただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○岡田国有林部会長 ありがとうございます。

ただいま御説明、御提案をいただきましたが、主に資料2について、前回からパブリックコメントを含めて、さまざまいただいた意見の修正をこのように整理をさせていただいたという提案でございます。全体像が、表紙、目次を除いて20ページにわたる大変多くの文章なのですが、ほぼ各ページに修正が入ったということで、皆さんからいかに多くの御意見をいただいたかということでございます。ほぼ盛り込んでいるのかなと思っております。

なお、パブリックコメントに関わって、ページで言うと6ページと10ページのところでしたが、私たちのこの部会では及ばなかったところの書き込み、挿入部分がございます。これが資料2で御説明いただいたとおりでございます。

それから、資料3も概要とはいえ、この2を受けたまとめの仕方、概要版としてふさわしいかどうか。それから、資料4については、必ずしも公表ではないようですが、それにしましても、答申(案)のポイントということで今回お示しをしておりますので、今日のところは確認をいただくことが非常に大事なのですが、その上で3の公表版についても少し御意見をいただければよろしいのかなと思っております。いかがでしょうか。3のと

ころも、これの方が皆さんには周知の媒体として多く目に触れるので、こんなところでチャート化するのに苦労があったけれども、間違いはないかどうかみたいな、ちょっと不安のところかもしれない。資料3では特にないですか。どうぞ。

○鈴木委員 3の概要版の3枚目が資料2の本編の6ページの「2 公益重視の管理経営のより一層の推進」という部分だと思うのですが、一番下の(ア)と7ページの「(イ)重視すべき機能に応じた森林の区分」に対応した文面が概要版の方がない。つまり、そこは何かというと、機能区分の説明のところなのですが、これは概要のときにまとめてくかったのか。だから「地域における国有林野の管理経営の計画のあり方」というところは概要版に1個あって、写真も3枚入っているわけですが、多分、ここの部分だと思うのです。森林の機能区分の話の7ページの部分に関わる絵がつけにくいこともあるのかもしれない。このままでも特段どうということはないのですが、そこがちょっと対応がいかがかというところ。是非入れなさいとか、そういう話ではなくて、対応を見ていくと、それがありませんねという。

○鈴木経営企画課長 御指摘のとおり、写真の対応がなかなか難しいので、ここには入っていないのですが、文章のところは多少入れられる可能性がありますので、1ページ目の「1. 基本的考え方」というところに「公益的機能のより一層の発揮」という点々の枠がございます。「国土の保全や水源の涵養はもとより、」という表現を書いておりますが、これと連動する形で、ここに何らかの文章が挿入できるかどうかというところだと思います。写真としてはなかなか難しいと思いますので、2ページ目の(1)の1段目のところに表現を多少追加できるかどうかというところは検討させていただきたいと思ます。

○岡田国有林部会長 そうですね。この機能区分というのはやはり気になりますからね。

○鈴木委員 今度変わったところでもあるし、気にしている方は多いのではないかなというところはちょっと思ます。

○岡田国有林部会長 委員には周知ですが、国有林野の場合ですと、公益的な機能の部分について、きちっとゾーニングをする。特別に伐ってはいけないところはさて置いても、木材生産については、それらが適切に行われた場合に当然のように出てくるものとして機能をダブらせるというか、重複させるという区分でいくということ。その辺りが確かに気になるといえば、概要版の方で何かちょっと工夫しましょう。

○鈴木経営企画課長 はい。

○岡田国有林部会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○藤野委員 私も概要版の2ページの右側の「(3) 国有林の資源管理の高度化」というところで、パブリックコメントで御指摘いただいた広葉樹の施業方法やデータ管理のことがモザイク状のパッチワークの絵で出ていますね。文章を読んでも、どういうことを言っているのか、よくわからなかったのです。多分、専門的な方はすぐおわかりでしょうが、素人には、市民にはわかりにくいかなと思つて。この絵があってよかったなと思つたのですけれども、凡例とかがないので、きれいな絵だとは思いますが、何を言っているのかがわかりにくいと思まして、せっかくですから、もう少しわかりやすく説明を加えていただけたらと思ますが、いかがでしょうか。

○鈴木経営企画課長 わかりました。ページにうまくはまるかどうかというのもあるので

すけれども、ほかのところと写真を工夫しながら。

○藤野委員 この文章が言っていることがこれだということがもう少し両方でわかればと思います。お願いいたします。

○岡田国有林部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

本文の資料2については、先ほど御説明いただきましたように、前回までいろいろ御議論いただき、パブリックコメントでも 25 件、それも内容のある御意見ですね。きちっと精査をしてみました。既に組み込まれていること、どうしても組み込んだ方がいいところ、それから、課題になる部分ということで、今日、提案のように整理をさせていただきました。いかがでしょうか。どうぞ。

○横山委員 2の方の本文でいいですか。横山です。

些細なことなのですけれども、資料2の8ページ、②の7行目「数多くのその他の種を希少種にしないことや、」の後の「現に希少種となっている種が希少種とならない状況にしていく」というのは、普通の方にはなるほどねというふうにわかりやすい文章になったと思うのですけれども、一応、確認というか、かなり細かいところを気にする人は、希少種というのは、御承知のとおり、もともと希少種の状態で生きているというものもいるので、少数安定のものをわざわざ増やすことは余りよいことではないので、「現に希少種となっている種が希少種とならない状況にしていく」、「していく」というのは、人為的に希少種になってしまったものを指しているという、そこだけ確かめることを発言をさせていただきましたかっと思ひます。なので、文章はこれでよろしいかと思うのですけれども、前後の文章から、そういうふう理解をしていくという、そのことが大事だということだけちょっとコメントさせていただきます。

以上です。

○岡田国有林部会長 ありがとうございます。

人間の過剰関与はいけないと、こういうことを強くこの中で実は議論をしているのだということが、いろいろな意見が出た際には、しっかりと回答なり解説をしてほしいと、こういうことでありますね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日は、このとりまとめということで、皆さんにも配慮ある時間の使い方をしていただいたかと思ひます。

それでは、一点、お諮りをしたいと思ひます。この後、午後から林政審議会の本審議会ということになるわけですが、今日お示しをいたしました資料2でございますが、これ全体を答申（案）として午後の審議会に答申をする、あるいは報告をするということによろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○岡田国有林部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまお決めいただきましたので、そのようにいたしたいと思ひます。

振り返りますと、今日の参考資料を見ていただきますと、参考資料3がこの経過でございます。1回目が1月28日でございます。諮問をいただきまして部会をつくった。そこから、月を見ていただきますと、ほぼ毎月のように、この間には、大きな震災を私たちは経験いたしました。それを受けまして、この部会の委員につきましても、鈴木委員、

藤野委員に応援をいただくという形になりました。それから、特別委員としましては、武久委員、山本委員には最初からずっと御協力をいただけてまいりました。特に専門性の非常に強いところについて、貴重な御意見をたくさんいただいております。改めて、この部会として御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、余り愛想がないのですが、国有林部会、11回目でしたが、以上で終わりにさせていただきたいと思います。

午後の日程につきましては、多分、事務局から報告があろうかと思っております。

以上でございます。

○鈴木経営企画課長 事務局を代表いたしまして、国有林部会の委員の皆様方におかれましては、御多用のところ、1年にわたりまして熱心な御議論を賜り、改めて御礼を申し上げたいと思います。

今まで論議していただきました資料も含めて全部見られるように、報告書と一緒に第1回からの内容について見られるようにしていきたいと思っておりますので、その分、全体が、議論の内容がわかるような形で整理をさせていただきたいと考えております。

午後は13時10分から、本審議会をこの会場で開催いたしたいと思っております。長い間、約1年にわたりまして御議論いただきまして、大変ありがとうございました。